

監 査 公 表

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 10 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>教育委員会教育政策課</p> <p>○ 前渡金の出納を適正にしていないもの</p> <p>現地調査において資金前渡を受けた教育長交際費を確認したところ、保管現金が前渡金受払簿残高より 100 円過大となっている事態が見受けられた。</p> <p>会計規則第 59 条第 1 項によれば、資金前渡を受けた者は、前渡金受払簿を備え、出納の都度これに記帳して常時出納を明らかにしておかなければならないとされており、また、同規則第 60 条によれば、資金前渡を受けた者が支払をしようとするときは、債権者の領収証書と引換えに現金の支払をしなければならないとされている。</p> <p>現金の出納において証拠書類及び帳簿との照合を行うことは会計事務の基本であることから、前渡金の出納については、同規則等に基づき適正に行われたい。</p> <p>○ 前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの</p> <p>前渡金受払簿について、任意の様式を用いて作成している事態が見受けられた。</p> <p>会計規則に規定する帳簿及び諸表の様式に関する要項第 1 条によれば、前渡金受払簿の様式は、現金出納簿又は現金出納簿調定兼徴収簿の様式によるものとされている。</p>	<p>教育委員会教育政策課</p> <p>○ 前渡金の出納を適正にしていないもの</p> <p>前渡金受払簿残高より 100 円過大であった現金は、不明金のため、令和 4 年 12 月に雑入として処理を行いました。</p> <p>帳簿残高に加え現金についても、支出ごとに、担当者及び管理担当でダブルチェックを行うこととしました。</p> <p>○ 前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの</p> <p>令和 4 年 12 月から要項で定める様式を使用することとしました。</p> <p>関係規則等を確認するよう職員に周知するとともに、適正な事務が行われるようにチェック体制の強化にも努めます。</p>

<p>前渡金受払簿については、同要項等に基づき適正に作成されたい。</p> <p>○ 公共的団体等に関する事務を適正にしていないもの</p> <p>職員の配置について、市に事務局を置く「高知県都市教育長協議会」及び「四国都市教育長連絡協議会」が行う負担金請求事務と、市が行う負担金支出事務を同一の担当者が行っている事態が見受けられた。</p> <p>高知市が関与する公共的団体等設置・運用マニュアルによれば、公共的団体等の出納事務を事務局等として職員に兼務させるなど実質的に市と団体等の事務が渾然一体となっている場合は、市の担当者を別の職員に変更し、負担金等の支出を行うなどにより市の担当者と団体等の担当者が重複しないように措置し、同一の者が交付・受入事務を行ってはならないとされている。</p> <p>両協議会については、同一の者が事務を行わないよう速やかに措置するなど、公共的団体等に関する事務を適正に行われたい。</p>	<p>○ 公共的団体等に関する事務を適正にしていないもの</p> <p>公共的団体の事務担当者と高知市側の担当者を別の職員としました。</p> <p>双方代理や事務の渾然一体化を回避するよう努めます。</p>
<p>教育委員会学校教育課</p> <p>○ 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>研修講師招へいに係る旅費について、鉄道賃の算定を誤っている事態が見受けられた。</p> <p>本件旅費の算定についてみると、片道 100 キロメートル未満の利用区間（新横浜駅～熱海駅間 75.8 キロメートル）でやむを得ない事情がなかったにもかかわらず、指定席特急料金等が算定されており、鉄道賃が 3 件、合計 6,540 円過大となっていた。</p> <p>職員等旅費条例第 14 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項によれば、急行料金及び座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに限り支給するとされている。</p> <p>旅費については、同条例等に基づき算定を適正に行われたい。</p>	<p>教育委員会学校教育課</p> <p>○ 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>当該旅費は、職員等旅費条例に基づき算出すべきでしたが、「駅すばあと」の検索結果について精査が不十分だったことが原因でした。</p> <p>「駅すばあと」を利用して旅費を算出する際は、距離を確認し、片道 100 km 未満において特別料金が出てくる場合は、区間を分割して再検索するなどし、適正な旅費を算出するように事務処理を改めました。</p>

<p>教育委員会学校環境整備課</p> <p>○ 行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの</p> <p>行政財産の目的外使用料について、納入義務者に納期限を定めずに通知している事態が多数見受けられた。</p> <p>個別の事態は使用料等に影響を与えるものではないが、不適切な事態が多数見受けられることは、債権管理に対する認識及び体制が十分でないことによると認められる。</p> <p>行政財産の目的外使用料の徴収事務については、適正に行われたい。</p> <p>○ 学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務について、事務手続を適正に行っていない事態が多数見受けられた。</p> <p>学校施設の目的外使用許可については、児童・生徒の安全等に関わる施設管理上の重要な事項であることから、特に適正な手続が求められるものである。申請者側の不備及び膨大な処理件数も一因と認められるが、次のような事態が多数見受けられることは適正ではない。</p> <p>学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続については、各学校に対して継続的に周知を図り、適正に行われたい。</p> <p>(1) 中止届及び変更届が事務遺漏により事後に提出されているもの</p> <p>(2) 中止届及び変更届に伴う納入通知書の納期限の見直しが行われておらず、当初の納期限を大幅に遅延して納入されているもの</p>	<p>教育委員会学校環境整備課</p> <p>○ 行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの</p> <p>ご指摘以後は、納入期限を定めて通知し、適切な歳入確保に努めています。</p> <p>○ 学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>(1) 15 日前の提出ができなかった中止届及び変更届について、提出ができなかった具体的な事情がある場合には、理由を備考等に付記する形で、起案をします。</p> <p>(2) 中止届及び変更届の提出日から1か月以内を納入期限と設定する運用をします。</p>
<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>○ 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>出張する職員2名に対し支給する旅費について、日当の算定を誤っている事態が見受けられた。</p> <p>日当は職員等旅費条例第18条に基づき一日につき2,200円とされているところ、これを超える2,600円を当該職員2名に支給したことから</p>	<p>教育委員会商業高等学校</p> <p>○ 旅費の算定を適正にしていないもの</p> <p>日当の算定の際に、日常業務のてびき中「昼食代別途支給のときは半日当（諸雑費分のみ）となる」と記載がある部分の解釈を誤り、校外学習で実施したクラスの親睦と団結を深めるための昼食会の食事代1,500円に半日当の1,100円を加算して算定したため、過大に旅費を支給</p>

<p>ら、旅費が合計 800 円過大となっているものである。</p> <p>旅費の算定については、同条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>したものです。</p> <p>過大に旅費を支給した職員から旅費を返還させました。今後は、旅費の算定について、職員等旅費条例等に基づき適正に行います。</p>
--	---